

「怪しい権利取引」には手を出さないで!

2012年12月15日号

金融商品かどうか定かでないような「怪しい権利取引」に関するトラブルが増加しています。中東の天然ガス施設運用、金鉱山、メタンハイドレート開発など資源・エネルギーに関する権利取引が多い状況です。国内でシェールオイル試掘やレアアース鉱床発見などの動きもあり、今後これら資源の採掘に係る内容の不明確な「権利」に関する勧誘の可能性も考えられます。

これらの勧誘手口に共通するのが、立場の違う複数の人が次々と登場する「劇場型勧誘」です。A社の資料や申込書が届いた後、B社の人から「A社の資料が届いていないか？A社が販売する権利は大変価値がある。代わりに買ってくれたら、高値で買い取る。」などと話を持ちかけ、断ってもしつこく勧誘が続きます。公的機関をかたる者から「A社は信用できる」などと電話が入る場合もあります。購入後、A社、B社ともに連絡が取れなくなり、「権利証券もどき」だけが手元に残ります。

このような勧誘を受けても絶対に支払わず、消費生活センターに相談してください。